

放課後児童クラブにおける 障害のあるこどもの受入れに 向けたガイド

■ はじめに ■

放課後児童クラブ（以下、クラブとする）には、障害の有無にかかわらず、放課後の居場所の一つとして、子ども同士が遊びや生活を通して共に成長できることが期待されています。

年々、障害のある子どもを受入れるクラブや、クラブで放課後を過ごす障害のある子どもが増加している一方で、待機児童となっている障害のある子どももまた増加傾向にあります。その背景には物理的な環境の問題のほか、クラブの受入体制を構築することの困難さがあると考えられます。既に受入れを行っている自治体やクラブでも、様々な取組、工夫を行うことで多様な活動に取り組みつつも、障害特性や発達に応じた支援など、日々課題を感じながら支援を行っている状況にあります。

このような実情を踏まえ、クラブでの障害のある子どもの受入れにあたって、クラブや自治体による取組のポイントや工夫を紹介するガイドを作成しました。本ガイドは、障害のある子どもを受入れているクラブや、受入れを支援する自治体への調査のもと、全国で取り組まれている障害のある子どもの支援のノウハウを紹介するものです。

各地域にある資源、クラブの環境、障害のある子どもの特性等によって、必要な支援や環境整備は異なります。本ガイドが、貴クラブ、貴自治体で受入れのあり方を検討していただく一助になれば幸いです。

目次

1. 障害のある子どもの受入れの状況	1
2. 受入れの考え方	3
3. 受入れの流れ	5
4. クラブにおける受入れの工夫	7
5. 自治体における支援の工夫	19
6. 参考資料	27

本ガイドは、令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究」において作成しました。ガイド中の調査結果は、出所の記載がない場合は、「放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究報告書」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、令和5年3月）、「障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究報告書」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、令和7年3月）を参照しています。

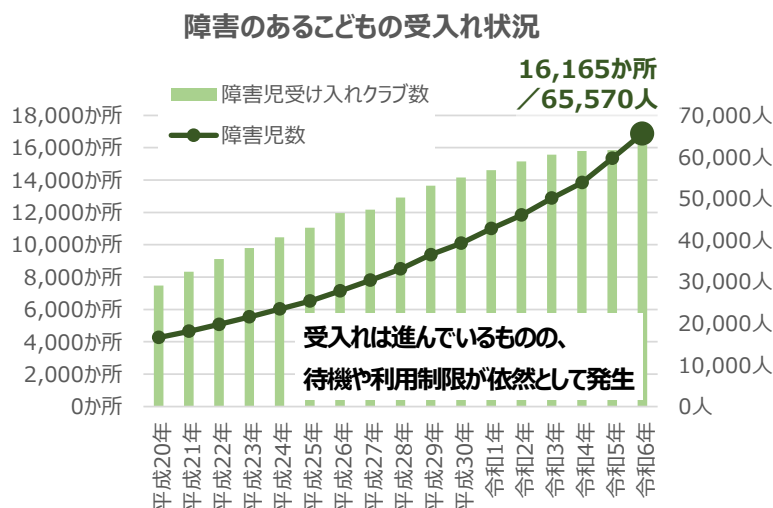
1. 障害のあるこどもの受入れの状況

現在、多くの障害のあるこどもがクラブで過ごしていますが、十分な受入れには至っていません。それぞれの地域で放課後を過ごすには、さらなる受入れの推進が求められています。

障害のあるこどもの受入れは増加するも、依然として不足

国は、障害のあるこどもがクラブを利用できるよう、放課後児童健全育成事業における支援の拡充等によって、受入れを推進してきました。その結果、年々、受入れが進み、令和6年度は、16,165か所のクラブで65,570人の障害のあるこどもが放課後を過ごしています。受入れを行っているクラブの割合も年々増加し、令和6年度は63.1%に達しました。

しかし、依然として、**障害のあるこどもが待機児童となっている状況**があります。また、令和4年度に行った調査では、**看護師・職員等の配置が難しい等の理由で、利用日数や利用時間帯の制限が生じていました。受入れの拡充は喫緊の課題**となっています。



出所：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（厚生労働省、こども家庭庁）

受入れ先では、幅広い障害のあるこどもが、こども同士の交流のもと楽しく過ごす

令和4年度に行った調査では、発達障害、知的障害を中心に幅広い障害のあるこどもがクラブを利用していることがわかりました。特別支援学校や特別支援学級に所属するこどもの利用も見られています。

障害のあるこどもは、発達支援等の個別支援を目的として、放課後等デイサービスで放課後を過ごすこともありますが、**クラブには、障害の有無にかかわらず、同じ地域や学校のこどもと一緒に遊んだり、様々な体験をしたりすることが期待**されていました。**受入れをしているクラブが、一人一人の状況にあった支援を行うことで、こどもたちからは「放課後が楽しい」という声**が聞かれています。

■どのような障害のこどもが利用しているか？ ※1

- 1位 発達障害（84.6%）
- 2位 知的障害（67.4%）
- 3位 障害の可能性（38.0%）※3
- 4位 肢体不自由（27.8%）
- 5位 精神障害（21.4%）

■週あたりのクラブの利用日数は？ ※2

- 1回…7.9%
- 2回…8.2%
- 3回…15.4%
- 4回…13.9%
- 5回…44.6%

■クラブの利用目的は？ ※2

- 1位 保護者が就労等で不在だから（96.6%）
- 2位 **遊び、生活の場を提供し、見守ってくれる場だから（43.4%）**
- 3位 **本人と同じ学校のこどもが利用しているから（34.5%）**

地域の中での学年を超えたこども同士の交流や、イベントでの様々な体験を期待する声がありました

■放課後等デイサービスとの併用は？ ※2

放課後等デイサービスを定期的に利用している…41.9%

- 利用理由…
- 1位 療育等の個別支援が充実しているから（81.3%）
 - 2位 同じ特性のあるこどもと交流できるから（39.3%）
 - 3位 送迎を利用できるから（30.4%）

※1は自治体調査の結果、※2は保護者調査の結果を参照、※3は手帳等を有していないが、障害のある可能性がある児童のこと

インクルーシブな受入れは、すべてのこどもの成長やクラブにおける支援の質の向上にもつながる

アンケート調査で、クラブを実際に利用している障害のあるこどもとその保護者、受入れているクラブの職員の方に、利用や受入れの感想をお尋ねしたところ、たくさんのポジティブな声が寄せられました。障害のあるこども本人の成長だけでなく、様々な特性のあるこどもが遊び、生活することで、他の子どもについても、他者への理解や思いやりの気持ちが自然と育まれるなど、良い影響が見られています。さらに、障害の有無にかかわらず過ごしやすい環境づくりに努めることで、生活や支援の質が向上するクラブもあるようでした。



- 毎日とても楽しい。6年生までずっと通いたい
- 先生や友達と遊ぶのが楽しいので良い
- 嫌なことをする子もいるけど、助けてくれるお友達がいるから大丈夫
- 外でいっぱい遊べるととても楽しい！最高！毎日行きたい
- 友達と遊べるから楽しい。先生も優しい。好きなおやつがあるとテンション上がる
- 家で宿題をするのは嫌なのでクラブでできて切り替えができる場所があるのはいい



- 受入れてもらえるだけで成長につながりありがたい
- 異なる年齢のこどもと遊ぶ中で人を思いやることができるようになった
- 特別支援学級在籍なので友達ができるか不安だったが、クラブを利用して、他学年のお友達もたくさんできた
- 他の子と比べて手助けが必要だが、自立を促しながら適度なサポートをしてくれる
- いつも寄り添っていただき、入れてよかったと思う。こどもが慣れるまで、辛抱強く見守っていただけた。学校とも連携して、声のかけ方など、工夫してくれている



- 友達と過ごすことで友達の行動や様子を真似してできなかったことができるようになったり、お話の中で言葉を覚えることができたりするなど、普段の生活の中で学年を問わずに成長をしていけることが見受けられる
- いろいろな特性のある児童との関わりは、障害のある児童にとっても、他の利用児童にとっても、良い刺激となっている。放課後等デイサービスだと、同じような特性のある児童との関わりになるため、双方にとって良い刺激となる環境がクラブにはあると思う
- 職員間で育成支援の内容など話し合うことで、支援員としての資質向上につながっている
- 障害のあるこどもを受入れることにより、学校とも関係が密になる。情報交換の機会が増え、互いに現状を把握することで、その子へのより良い支援ができる

放課後児童クラブには、障害のあるこどもも地域のこどもの一人として、遊び等を通じた育成支援を行うことが期待されています

2. 受入れの考え方

こどもたちが、障害の有無にかかわらず、お互いを理解して過ごせるよう、クラブや自治体には、利用にかかる周知、個々の状況に応じた環境整備、職員体制の確保、育成支援の工夫等を行い、可能な限り受入れに努めることが求められています。

この方針は、地域社会で生活する平等の権利の享受と、インクルージョンの考え方に立つものであり、受入れが進むことで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現につながっていきます。

障害のあるこどもの受入れの考え方【放課後児童クラブ運営指針（令和6年度改正）より】

障害のあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む）については、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、こども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のあるこどもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

放課後児童クラブ 他機関と連携しながら、こどもの状況や意向に沿った受入れをめざす

クラブには、こども・保護者との面談や支援機関と連携するなどして、こどもの健康や発達の状況、意向等を把握した上で、個々の状況に応じた受入れ、支援の実施が期待されています。

受入れに向けて、職員配置や環境整備、研修等のサポートを用意している自治体があります。自治体に相談しながら受入れを検討してみましょう。また、障害のあるこどもを受入れた経験がない場合や、こどもや保護者の意向に応えるためにどのような準備をしたらよいかわからない場合は、こどもが利用する保育所・幼稚園・認定こども園、学校、放課後等デイサービスや、地域を支援する専門機関等から情報収集をしたり、相談したりすることも有効とされています。

なお、既に受入れを行っているクラブの多くが、「障害のあるこどもも、利用しているこどもの一人である」、「すべてのこどもが楽しく過ごすにはどうしたらよいかを考える」という方針を大事にしていました。障害の有無にかかわらず、こどもの声をよく聞き、過ごしやすいクラブをつくるのが運営の土台としてあり、その上で、障害のあるこどもに対して必要な支援があればプラスしていくという考え方も重要です。

障害のあるこどもを受入れているクラブの方針・考え

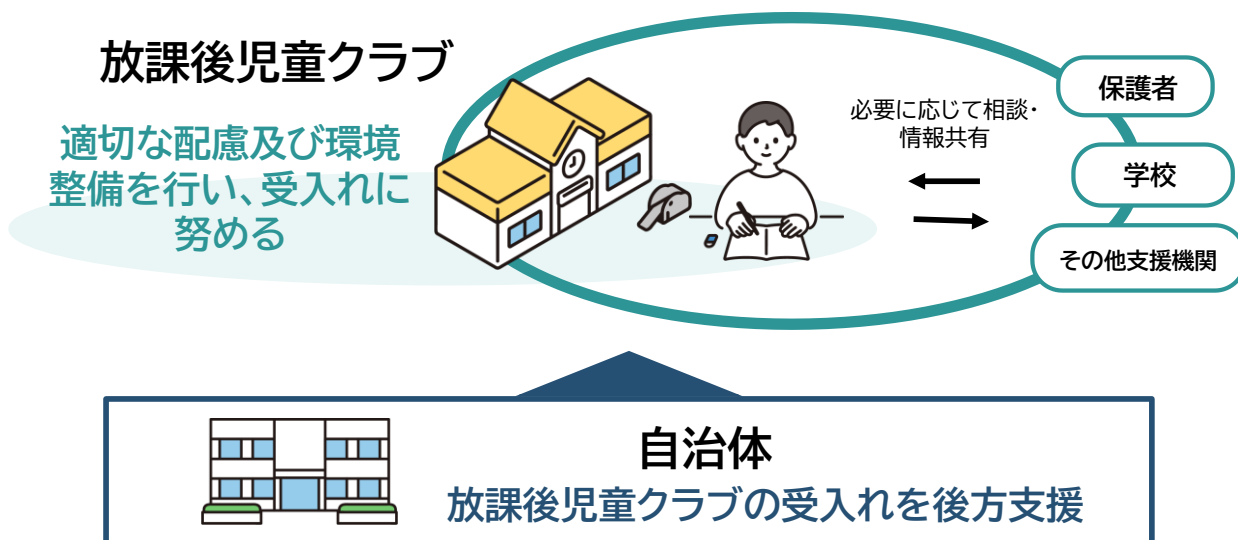
- ◇ すべての児童が過ごしやすい環境をつくれれば、障害の有無にかかわらずに児童の育成支援につながる
- ◇ 障害のあるこどもを特別扱いするのではなく、全体の中の一人として支援をするように心掛けている
- ◇ 障害のある児童だけではなく、全員何かしら日々の調子の波や状況の変化がある中で、「全員が特別扱い」という考え方を大切にしている
- ◇ 本人がのんびりできる空間であることを大切にしている。できる限り可能性を広げるために障害のあるこどもと他のこどものふれあいの機会を多く取り、「遊び」が広がっていくようにしたい



自治体 受入れをめざす放課後児童クラブに対して、多角的・専門的な支援を行う

クラブは障害児支援の専門機関ではないため、障害のあるこどもの受入れには、施設・設備等のハード面に加え、クラブ職員の知識、支援スキルの習得など、様々な対応が求められます。こどもや保護者が安心して利用できるように、クラブに対する自治体のサポートは不可欠です。

自治体には、受入れに向けた情報収集、専門職を交えた受入れの検討、他機関との連携の橋渡し、研修や専門職によるスーパーバイズの仕組みづくりなど、多様な支援が期待されています。クラブの担当部署だけでなく、障害児支援の部署や教育委員会と連携し、クラブの受入れに伴走することが求められています。



Column 障害者差別解消法における合理的配慮の義務化について

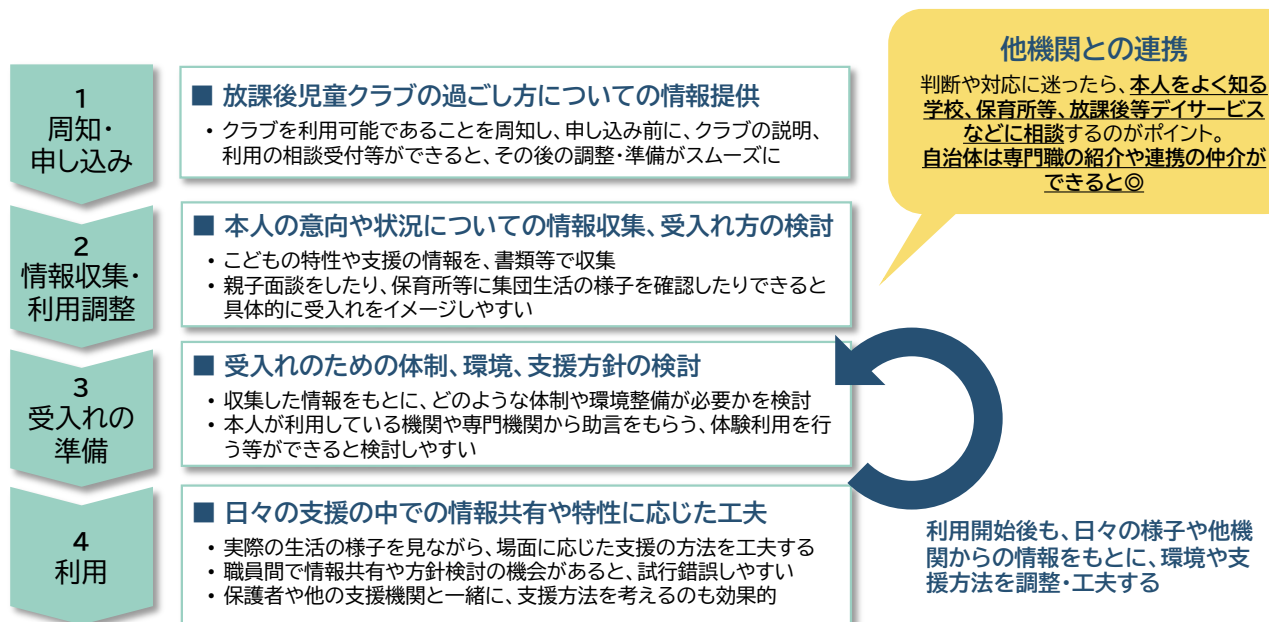
- 令和3年に改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では、共生社会の実現に向けて、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」が禁止され、**行政機関・事業者は障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を行うことが義務化**されました。**クラブにおいても、障害のあるこどもからクラブの利用希望が示された場合は、建設的な対話を通して、合理的配慮を行うことが求められています。**
- 「建設的対話」とは、合理的配慮の提供を行うにあたって、障害のある人やその保護者と話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討していくものです。障害のある人からの要望への対応が難しい場合でも、お互いの持っている情報や意見を伝え合い、対話に努めることで、目的に応じた代わりの手段を見つけることができます。

支援ニーズに対して、どのような合理的配慮が必要かは、環境にも左右されます。バリアフリー、ユニバーサルデザインなど、**どのこどもでも過ごしやすい環境づくり（基礎的な環境整備）が進めば、障害のあるこどもへの個別支援（合理的配慮）は限定的になることも考えられます**



3. 受入れの流れ

障害のあるこどもの受入れは、自治体とクラブが連携しながら、受入れ前からこどもの状況を確認して、準備を整えられるとスムーズに利用につなげることができます。



1 周知・申し込み

クラブがどのようなところか知らない保護者や、障害があっても利用できるのか悩む保護者がいます。障害があってもクラブを利用できることを周知すると、保護者は安心して利用の相談ができます。また、申込前に相談を受けたら、過ごし方を詳しく説明する、クラブ見学に来てもらう等の情報提供ができると、その後の調整がしやすくなります。また、放課後等デイサービスの利用と迷う場合も多いので、自治体のクラブ担当部署と障害福祉部署が連携をしながら、相談に乗っている場合もあります。

2 情報収集・利用調整

受入れの判断や準備のために、申し込みの前後で、障害のあるこどもの状況や過ごし方の希望を確認します。多くの自治体やクラブでは、こどもの特性や必要な支援について、提出書類を基本に、こどもや保護者と面談、こどもの通っていた保育所等への確認など、工夫をしながら情報収集をして、どのようにしたら受入れが可能かを検討しています。情報収集の際には、こども本人の意向を聞きながら、どのような配慮が必要かを考えることも重要です。

3 受入れの準備

受入れ前には、収集した情報をもとに、どのような体制、環境、支援が必要かを検討します。どのような支援が必要かを、こどもの通っていた保育所や専門機関に相談しながら検討できると、集団生活の見通しがたち、安心して受入れが行えるようです。自治体には、受入れに向けた準備にあたり、クラブへの多様なバックアップが求められます。

4 利用

受入れ後は、障害のあるこどもの生活の状況を見ながら、特性に応じた声掛けや環境整備などを工夫していくことになります。多くのクラブでは、職員間で相談しながら試行錯誤を重ねたり、困ったら、本人をよく知る保護者や学校、保育所等、放課後等デイサービスなどから助言をもらったりして、その子にとって最適なかかわり方を検討しています。

障害のあるこどもが利用している機関や、障害児支援の専門機関と連携すると、同じ方針で支援したり、クラブでの困りごとを相談できたりと、本人にとってもクラブにとっても良い点が多くあります。専門機関からは、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士といったリハビリ専門職、公認心理師、看護師などの専門職の支援を受けることが考えられます。

なお、**自治体内の他機関との連携で、窓口（連携の足がかり）となるのはクラブを直接所管している部署**です。連携先や連携方法に迷ったり、連携で困ったりしたクラブは、自治体のクラブ所管部署に相談しましょう。

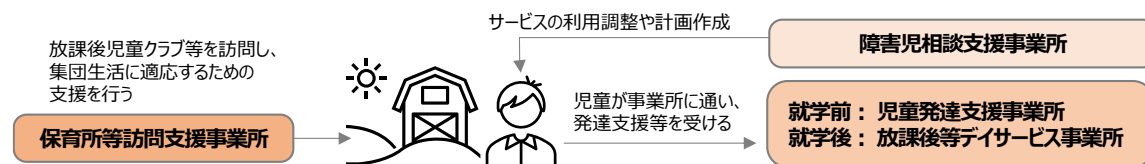
放課後児童クラブとの連携が想定される主な機関

教育・保育分野

小学校・特別支援学校	・ 教育を行う機関であり、特別支援学校、特別支援学級、通級等では、障害特性に応じた教育を行う。特別支援学校は、センター的機能として地域の学校・機関を支援する役割を有する ※学校教育法施行規則で、特別支援教育・特別支援学級・通級の所属児童について個別的教育支援計画を作成する際には、本人・保護者の同意のもと、関係機関等と情報共有を図ることとなっている
保育所・幼稚園・認定こども園	・ 乳幼児期のこどもを集団の中で保育し、発育・発達を促す

サービスを提供する事業所

就学前から就学後に障害のあるこどもが利用するサービス事業所は、主に以下のようなものがあります。利用事業所からは、こどもの生活面での課題や支援方法について具体的な情報や助言を得ることができます。



障害福祉分野

障害児相談支援事業所	・ 相談支援専門員が、障害児支援のサービス利用に向けた計画作成、関係機関との連絡調整、担当者会議の開催等のトータルコーディネートを行う
児童発達支援事業所	・ <u>未就学の障害のあるこども</u> に対して、一人一人に合った発達支援等を行う
放課後等デイサービス事業所	・ <u>小学生から高校生までの障害のあるこども</u>に対して、一人一人に合った発達支援等を行う ※放課後等デイサービスガイドラインに、クラブとの連携・支援の必要性が記載されている
保育所等訪問支援事業所	・ 訪問支援員がクラブ等を訪問して集団生活への適應のための支援を行う

地域支援を担う施設

障害のあるこどもについて、地域支援を担う機関には以下のようなものがあります。障害の特性に応じた支援の助言を得られることがあります。地域によって役割が異なる場合があるので、自治体に相談してみてください。

児童発達支援センター	・ 地域における障害児支援の中核機関として位置づけられており、地域の施設・事業所に対する支援等を行う
発達障害者支援センター	・ 発達障害児者とその家族、地域の関係機関等への支援を総合的に行う（都道府県・政令市が設置）
医療的ケア児支援センター	・ 医療的ケア児とその家族、地域の関係機関等への支援を総合的に行う（都道府県等が設置）

医療分野

医療機関・訪問看護ステーション	・ 医療機関は、治療や病状管理を行う。訪問看護ステーションは、医療機関と連携しながら、自宅を訪問し、健康状態の観察や医療的ケア等で生活を支える ※医療的ケア児や疾患を有するこどもの場合に連携
-----------------	--

4. クラブにおける受入れの工夫

<工夫等をご覧いただくときの視点>

本ガイド3ページにあるとおり、多くのクラブでは、障害の有無によらず、すべてのこどもにとって過ごしやすい環境・場所を目指して様々な工夫が行われていました。クラブは様々なこどもが過ごす場ですので、**まずはクラブ全体が居心地のよい空間となることを目指し、その上で、必要に応じて障害のあるこどもへの個別の対応を検討できるとよいでしょう。**

また、**障害のあるこどもがいることを前提とした対応が、結果的に他のこどもにとっても過ごしやすい空間につながっている**こともあります（例：口頭での情報が理解しにくいこどもがいることを前提に、ホワイトボード等を活用し視覚的に情報を伝える）。

以降では、障害のあるこどもへの対応を中心に工夫等を紹介しています。上記の視点から、工夫等をご覧いただければと思います。なお、環境や障害の特性等、その場・その時に取りうる工夫は様々な考えられます。**すべての取組や工夫を取り入れる必要はありません。施設や受入れを行っているこどもの状況に応じて、取り組みやすいものや参考になりそうなものを探してみてください。**

	項目	紹介している工夫・ポイント
P.8	(1)育成支援の工夫	✓ 障害の有無によらず、皆が過ごしやすい場所や環境整備の工夫 ✓ こどもへの接し方・関わり方の工夫 ✓ 不安定な状態や興奮時の対応の工夫

…(1)では、現場での具体的な実践例を紹介

P.12	(2)体制や環境等の検討・準備	✓ 事前の情報収集・利用調整 ✓ 環境やこどもの特性等に応じた、職員配置の工夫 ✓ 障害のあるこども等が安心して過ごせる環境整備
P.14	(3)育成支援の検討・実践における工夫	✓ 育成支援の方針の検討 ✓ 育成支援の方針や内容を記録・共有 ✓ その他、育成支援全般へのヒント(研修や外部支援機関の活用)
P.17	(4)他機関との連携	✓ 他機関での過ごし方や対応を知り、一貫性のある対応を実施 ✓ 他機関との連携方法の工夫 ✓ コラム:個人情報の取扱いと守秘義務について

…(2)～(4)では、(1)を実現するための体制整備や連携等に関するポイント・実践例等を紹介

(1) 育成支援の工夫

ここからは、大きく3つ（①過ごす場所・環境整備、②子どもへの接し方・関わり方、③不安定な状態や興奮時の対応）の具体的な場面・状況に応じた工夫を紹介します。

① 過ごす場所・環境整備の工夫

■ 障害の有無によらず、子どもたちが過ごしやすい環境・空間を整える

周囲の音に敏感で集中することが難しい（聴覚過敏）、物や掲示物の多さにより集中が妨げられる、物や場所等に強いこだわりを持つといった子どももいます。そうした子どもも落ち着いて過ごせるような環境・空間を整えるため、座席位置の工夫や、イヤーマフで音を遮断する、本人が好きなものをを用意する／持参してもらうといった工夫が見られました。

特性によりストレスを感じやすい子どもが、一時的に気持ちを落ち着かせたり、ストレスから解放されたりするためにクールダウン（静養）スペースを用意しているクラブもあります。障害の有無にかかわらず、子ども本人の気持ち・状態に応じて、好きな場所で過ごせるような育成支援を心にかけているクラブもありました。また、障害のある子ども本人が次の日も安心して利用できるよう、次の日に担当する予定の人を伝えている例もあります。

開設場所や施設の状況によって取りうる手段は異なると思います。障害のある子どもやその保護者、必要に応じてその他の関係機関と共に、必要な環境等の整備を検討することが重要です。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

見通しを持てるように席を固定

席を自由に選べるようにしていましたが、どこに座れば良いか、隣は誰になるかといった不安・心配がある様子だったので、席を指定席にし、宿題やおやつは自分の席で行うようにしました。

子どもたちと一緒に落ち着ける場所づくり

落ち着ける場所としてダンボールハウス（部屋の隅、1人分のスペース）を子どもたちで考え、作りました。実際に、自分でダンボールハウスに入り、気持ちを落ち着かせて、集団に戻ることができていました。

皆が気持ちの切り替えができるような収納

障害の有無によらず、気持ちの切り替えができるよう、おもちゃをダンボールに入れ（ダンボールをタンスのようにして利用）、遊ばない時は裏返しにして見えないようにしています。

本人にとってわかりやすい環境を整備

ロッカーや靴置き場等は、分かりやすいように目印をつけたり、位置も端にするなど、できるだけ子どものペースで動けるように環境を整えています。

集中できない時は、場所の移動、

聴覚・視覚の刺激を和らげる対応を実施

宿題に取り組めない状況があると、場所を移動する（静養スペースの場合もある）、イヤーマフで外部の音を遮断する、他の児童に背を向けて座り、視覚を遮断する等の対応を取っています。

他の子どもとの交流も視野にいれ、好きなおもちゃを複数の部屋に配置

静養スペースに、ダンボールハウスやおもちゃなどを用意し、他の子どもと交流もできるようにしています。他の子どもたちがいる部屋にも好きなおもちゃで遊べるように工夫し、必要に応じて、静養スペースに戻るなどの配慮をしています。

クラブは、障害の有無によらず、様々な子どもたちが過ごす場です。環境整備等を検討する際は、皆が過ごしやすいクラブを作るという視点から、子どもたちの声を活かしながら、対応等を検討できるとよいでしょう



■ 物理的な環境面だけでなく、日々のプログラム・活動等のソフト面でも柔軟に対応

前述の設備や備品等の整備のほかに、おやつを複数用意し好きなものを選んでもらう、プログラムの形式を工夫し参加方法を選んでもらうといったソフト面での工夫を行っている例がありました。こうした事例は、嫌なことはなくて良いというだけでなく、こども本人にとって選択肢があるという状況・環境をつくっていくという意味でも大切な取組です。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

食べられない物が多いこどもには、他の選択肢も提示して、本人に食べるおやつを決めてもらっています。

集中が続きにくいこどもについては、本人の意思を確認したうえで、プログラムを細かく区切るなど対応しています。例えば、演劇を体験するプログラムでは、事前に練習の予定を伝え、参加方法(すべて／一部)を選べるようにしています。

■ 避難訓練等、普段の過ごし方と異なる場面では、必要に応じて事前に対応を検討

環境の変化にストレスを感じやすいこどもの場合、例えば、避難訓練時の大きな警報音や、人が一斉に動くこと等に対して、環境になじめずパニックになる可能性があります。また、集中が継続しにくいこどもの場合に、長時間にわたる活動・プログラムのすべてに参加し続けることが難しいこともあるでしょう。

普段の過ごし方と異なることで過ごしにくさが生じる可能性がある場合は、必要に応じて、障害のあるこども本人に対して事前に説明をしたり、保護者と連携し事前に準備を行ったりといった対応を行うことが考えられます。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

避難訓練時には、とっさに自分の命を守る行動をとること、機敏な行動を取るよう、支援員が指示することにより、その場になじめずパニックになることが想定されます。

そのようなこどもには、事前に説明をし、個別に支援員が付き、不安を除きながら、皆と一緒に行動できるようにしておき、本人が落ち着いた状態で取り組めるようにしています。また、保護者と共に家庭でも練習するなど事前準備を行うこともあります。



②こどもへの接し方・関わり方の工夫

■ 障害のあるこどもとの信頼関係を構築する

障害のあるこどもを受入れているクラブへのアンケート調査結果では、クラブの利用が始まった後、障害のあるこどもと職員との信頼関係の構築を重視するという意見が多くありました。信頼関係の構築のための工夫例として、障害のあるこどもと一緒に遊んだり学習をしたりする、信頼関係ができるまでは職員を固定して対応するといった回答がありました。

一緒に過ごす中で、障害のあるこどもがどのような状況でどのような行動につながりやすいかといった、クラブ職員が障害のあるこどものことを理解するための関わりを意識しているというクラブもありました。

放課後児童クラブ調査ではこんな回答がありました

対象のこどもと信頼関係を作れるように遊びや学習を一緒に行います。どのような状況でどのような行動が出るのかを把握し、軽減できるように支援しています。

対象のこどもが環境に慣れ、職員と信頼関係ができるまで、個別に担当職員を決め、見守り、情報提供、パニック時の対応にあたっています。

個々の特性や生活環境や家族関係などで、見せる姿が大きく違います。そのこどもにあった支援をするために、ひとりひとりを理解することが大切です。まずは、特定の支援員等との関係をつくり、行動の特性を知ることや、こどもとの信頼関係をつくることを優先した関わりを意識しています。

■ ユニバーサルな情報の伝え方と、必要に応じて個別の対応を検討

予定や情報の共有を口頭で行うと理解しにくい子どもに対し、一日の流れがわかるように、時間と活動内容をホワイトボードや掲示物として示すことや、見通しを持ちたい子どもに対し、「5分後に次の活動をするよ」といったように予定を事前に告知する等の工夫を行っているクラブがあります。こうした取組は障害のない他の子どもにとってもわかりやすいため、障害の有無によらず、統一的に対応しているクラブもあります。

上記のような障害のある子どもを含むことを想定した集団への働きかけをしても、情報が伝わりにくい場合は、例えば、集団向けの説明の後に個別に小さな予定表を用意するといったように、個別の対応も検討できるとよいでしょう。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

全体向けに視覚からも伝わるように情報共有

- 1日の流れが見て分かるように、時間と活動内容のイラストをホワイトボードに貼っています。
- その日の遊び場所をホワイトボードで知らせると、どの子どもも見通しがもてます。



全体向けと個別対応の両方から情報共有

- 障害の有無によらず、集団活動の流れになかなかついていけない子どもには、支援員が付き添って声かけをしています。
- 全体の視覚的な情報提供と、個人の支援カードを作成し、事前に次の行動を知らせています。



■ 子ども同士の交流や理解が生まれるような関わり方

障害のある子どもを含め、子ども同士の関係性構築や交流を促す働きかけは大切です。人とコミュニケーションをとることが苦手で一人遊びをしていることが多い子どもの近くで、職員と一緒に遊び、他の子どもを遊びの輪にいれたり、遊びのルールを理解しにくい子どもに対し、職員が分かりやすくルールを教えたりといったように、障害のある子どもと周囲の子どもと一緒に過ごすきっかけづくりやフォローを、職員が意識的に行っているケースがありました。これらの取組では、最初のきっかけや交流が生まれた後、職員は徐々に手を引き、遠目から見守り、必要に応じてフォローが行われている点が共通していました。

その他にも、障害のある子どもと他の子どもと一緒に過ごすために、必要に応じて、障害のある本人の感じ方や、得意なこと・苦手なこと等を伝えているケースもありました。その際は、本人や保護者の同意を得たり、障害のある子どもの好きな遊びや得意なことを中心に伝えるなど、他の子どもへの伝え方を工夫したりしているクラブが多いです。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

子ども同士の交流を促進

障害のある子どもに遊びのルールが伝わらないことがあります。子どもたち同士を繋ぐ役割を果たすため、最初の土台作り(ルールを理解する)まで職員が関わり、それ以降は子ども同士での遊びを見守っています。

障害に関する勉強会+保護者への説明

夏休み期間中、クラブを利用する子どもを対象に、障害や特別支援学級についての学習会を開催。他の利用児童の保護者に対しても、学習会の内容や子どもたちの質問・様子等について情報提供を行うことで、他の利用児童やその保護者の障害に対する理解が深まったと感じます。

必要に応じて他の子どもに特性等を説明

- 障害のある子どもの保護者の了承を得た上で、他の子どもに、対象児童の特性(苦手なこと)を話し、皆と同じ時間軸で過ごせないことがあることを伝えました。静かに座っていられなかったり、宿題に取り組めなかったりしても、他の子どもは納得してくれることが増え、障害のある子どもに個別に対応できるようになりました。
- 例えば、難聴があり補聴器を付けている子どもがいるときは、保護者の了解を得た上で、補聴器の大切さや必要性を他の子どもにも説明しています。

③不安定な状態や興奮時の対応の工夫

■ 障害のあるこども本人が落ち着ける環境をつくりつつ、周囲のこどもの安全にも配慮

何らかのきっかけにより、状態が不安定になったり、興奮状態になったときは、室外や静養スペースでクールダウンする等、障害のあるこども本人が落ち着ける環境をつくることが重要です。また、周囲のこどもたちへの対応として、適切な声かけや、けが等につながるおそれがある場合は、周囲のこどもを誘導し互いの安全に配慮すること考えられます。こうした対応を円滑に行うためには、不安定な状態や興奮状態になったときの対応を予め職員間で共有しておくことも大切です。

■ こども同士のトラブルの際は、トラブルの要因・背景をこどもと一緒に整理

時にこども同士でトラブル（けんかなど）が起こることも想定されます。その時は、そのトラブルに関係したこどもたちと、状況の把握と、トラブルの要因や背景を一緒に考えているというクラブがありました。例えば、障害のあるこどもが何かをきっかけに他のこどもを叩いた場合、叩いてしまったこと自体は良くないことと確認しつつ、なぜ叩いてしまったのか、何を伝えたかったのか、今度はどのように対応すればよいのかといった話し合いが行われていました。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

対応方法を職員間で共有

パニック時の対応を職員間で共有して実践しています。他のこどもには「落ち着くまで待っていてあげようね」と声をかけるよう、共通した対応を実践しています。

トラブルの要因や背景をこどもと一緒に話し合う

こども同士のトラブルの際は、こどもと一緒に、丁寧に状況を確認・分析をしています。どこがよくなかったのか、どうすればよかったのか、次回どうした方がいいのかを一緒に考えます。起こったことをマイナスのことと捉えず、本人のしたかったことも肯定し、トラブルから学びを得るようにしています。

ヒント 障害の有無によらず、こども本人を理解しようとする心がけや働きかけが大切

障害のあるこどもを受入れているクラブへのアンケート調査結果から、障害のあるこどもの利用に際し、何よりも「こどもを理解すること」が大事だという回答が多く寄せられました。以下では、回答の一部を紹介します。

放課後児童クラブ調査からこんな回答がありました

障害のあるこどもにかかわらず、「叱る」のではなく、そのこどもが困っている背景に着目し、そこへ介入する方法を考えるといった「アセスメント」を行うという視点はとても重要です。「困った子」像を作り上げてしまうのではなく、「困っている子」という認識が大事です。

大切なのは、こども理解だと考えています。トラブルを起こしやすいこどもは、こども自身が何か困っていることが多いため、その子の得意なこと、苦手なことを理解した上で、その子にとっての居場所を作ること、みんなが安心して過ごせるクラブとなるよう心がけています。

職員の経験からの決めつけではなく、そうなるまでの過程や環境、その子ひとりひとりの思考の傾向を考え、原因を探るくせをつけています。

「障害のあるこども」ではなく、「こども」であることを前提として、そこに特性があるということ。診断されていない、特性のある人はたくさんいて、私たちと一緒に生活したり働いたりしています。もしかしたら自分も特性がある人かもしれません。あまり神経質にならず、一人の人間として、付き合ってみるという姿勢は大切です。

(2)体制や環境等の検討・準備

ここからは、前のページで紹介した育成支援の工夫を実現するための準備や体制整備等について、①事前の情報収集・利用調整、②職員配置、③環境整備の3点から工夫・ポイントを紹介します。

①事前の情報収集・利用調整のポイント

■ 保護者にクラブの過ごし方を伝達→本人・保護者の希望を確認

保護者の中には、クラブでの支援内容をよく知らない方もいます。利用相談を受けた際には、保護者に、クラブが放課後の遊び・生活の場を提供して育成支援を行うサービスであることや、施設的环境や支援内容を知ってもらうことが重要です。その上で、本人・保護者から「どのような過ごし方をしたいか」を確認すると、同じ認識で、必要な体制や支援方法を一緒に考えることができます。クラブの実態を知ってもらうために、クラブの見学会やクラブでの事前相談を行う等の工夫もあります。

■ 複数の方法を組み合わせて、本人の状況を多角的に把握

障害のあるこどもの受入れを行っているクラブでは、申請書類、本人・保護者との面談、他機関からの情報収集、見学や体験利用など、様々な方法で本人の情報を収集しています。特に、保育所や幼稚園、児童発達支援事業所、相談支援専門員などから、集団での本人の過ごし方や支援方法を確認できると、受入れのイメージがしやすくなるようです。その際、保護者との連携のあり方について相談をし、保護者との信頼関係の構築にいかすクラブもありました。なお、関係者からの追加の情報収集については、申請書類や面談で、保護者に同意を得ることが必要です。

情報収集の方法	情報収集の観点
申請書類 + ■ 本人・保護者と面談（実施率：83.3％） ■ 学校からの情報収集（実施率：52.1％） ■ 利用していた保育所や障害児通所支援事業所等からの情報収集（実施率：52.5％） ■ クラブ見学（実施率：31.1％） ■ クラブの体験利用（実施率：6.7％） ※実施率は、障害のあるこどもを受入れているクラブ向けのアンケート調査結果より	■ どのようなこどもか ✓ 心身の状況 ✓ 生活の状況（食事、排泄、着脱衣など） ✓ 社会性、コミュニケーション等の状況 ✓ 遊びの状況（好きな遊び、苦手な遊びなど） ✓ 集団生活／家庭での状況 ■ どのような支援を行ってほしいか ■ 特性上よくあること、対応方法 ■ 安全管理上で配慮が必要なこと

■ 受入れの準備等を見据えて、専門職から助言を得る

利用調整のために、専門職からアドバイスを受けるクラブもあります。専門職による相談受付や、専門職が参加する放課後児童クラブの利用に向けた調整会議などを行っている自治体の場合、環境整備や支援の方法を専門職に相談できると受入れがスムーズです。また、相談支援専門員（障害のあるこどもへの支援全体をコーディネートする）が配置されている場合は、こどもの状況や受入れの方法について相談してみる方法もあります。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

クラブの半日利用体験

受入れ予定の児童を対象に、土曜日の半日で体験利用を実施しています。利用中の他の児童も声をかけて一緒に過ごしてもらい、職員が当該児童の様子を確認することで、利用開始前に具体的な支援を検討できています。

親子面談でこどもの様子を把握

利用前に親子面談を実施しています。こどもが保護者から離れて遊ぶ時間をつくり、こどもの状況を職員が確認したうえで、障害特性や配慮すべき点を保護者と一緒に確認しています。

②職員配置のポイント

■ 安全に見守れる職員の体制を確保し、環境やこどもの特性に応じて配置を工夫

通常の体制では安心・安全な受入れに不安がある場合は、見守りの必要性等から、職員を増員して配置することが必要な場合があります。自治体によっては、職員加配への財政的な支援、職員向け研修などを行っています。どのような支援が必要か、飛び出しや他害等の安全面での配慮の必要性があるか、など情報を整理して、自治体に相談してみましょう。

なお、どのように職員を配置するかは、クラブやこどもによって様々で、本人が安心できる環境になるまでは担当する職員を固定する方法、様々な人との関係を経験し深められるよう関わる職員を固定しない方法などがありました。加配職員等の一部の職員に対応が集中しないよう、職員間での相談や、お互いにカバーしやすいような対応方法の共有等、複数人のチームで支援できるようにする工夫も見られます。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

職員全員で見守る体制で対応しています。その日の状態を全員が理解して、情報共有をしながら見守っています。

他害や飛び出しの可能性のあるこどもについては、専任の職員がマンツーマンで対応する体制を構築しています。

一部の職員に対応が集中しないよう、あえて対応者を固定せず、チームでの対応を心掛けています。

自治体と大学との協定の下、近隣大学から学生ボランティアを派遣してもらっています。

③環境整備のポイント

■ 障害のあるこどもが、安心して過ごせる環境を考える

受入れに向けた環境整備は、どの児童でも過ごしやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン化など）と、障害のあるこどものための環境づくり（例：パニックや興奮してしまうこどものための静養スペースの確保）があります。環境整備を行ったクラブでは、こどもが落ち着いて過ごせる、支援が行いやすくなる等の良い点が見られます。専門職や利用していた保育所等に必要な環境整備を相談したり、自治体で設備改修の支援の有無等を確認したりして、取り組んでみてください。

障害のあるこどもの受入れを見据えた基礎的な環境整備として行った内容の例

- バリアフリートイレの設置（21.6%）
- 静養スペースの確保（20.4%）
- 静養できる部屋の確保（20.3%）
- 屋外の動線確保ため改修（14.8%）
- 敷地内の入り口等に門扉や鍵の設置（12.1%）

※割合は、障害のあるこどもを受入れているクラブ向けのアンケート調査結果より

実践例・効果等

- 医療的ケア用のスペース確保、目隠しのカーテンの設置
- 階段やトイレの改修で対象児童の支援対応がしやすくなった
- クールダウン用の個室はないが、ヘッドホンや移動式パーテーションを利用して個室に近い環境をつくる
- 視覚刺激が強い場合に、パーテーション等でスペースを区切る
- 座る位置、ロッカーの高さを調整して、1人でもスムーズに行動できるようにした

※どのような環境が良いかや、整備後の使い方等については、8ページも参照してみてください。

(3) 育成支援の検討・実践における工夫

ここでは、具体的な育成支援を検討する上での工夫や、見直しに向けた記録等の作成・共有の例を紹介します。これは、障害の有無によらず子どもたちが共に過ごすために、どのような対応ができると良いかを検討するためのものです。あくまで他の関係機関での実践は参考として、クラブとして対応できそうなことから対応を検討・実践してみてください。

① 育成支援の方針の検討

■ 育成支援の方針を検討するプロセスの中で、必要な対応を可視化する

障害の有無によらずすべての子どもが過ごしやすい環境を目指す中で、障害のある子どもに対し個別の対応が必要なこともあります。申請から入所前の段階を含め、障害のある子ども本人や保護者の状況を把握し、他の利用児童との関わり等も念頭におきながら、障害のある本人もどのようにその場で過ごせると良いかを検討できるとよいでしょう。支援方針を話し合うことが、子どもに対する理解や関係者との関係性構築のきっかけの1つにもなります。計画的に育成支援を行いながら、子ども本人や保護者、そして他の利用児童が安心して過ごせる環境づくりに努めることが望めます。

ヒント① 保護者との連携・信頼関係の構築

計画的な育成支援を検討・実践していくためには、障害のある子どもの特徴・特性や必要な配慮・支援等を把握することが肝要です。そのためには保護者と日頃から情報共有ができるような土台を整えることが必要とされることから、まずは、保護者との信頼関係を構築することを大切にしているクラブがあります。

放課後児童クラブ調査ではこんな回答がありました

保護者とのコミュニケーションを日常から増やしていくことを心がけています。日々あったことをお話し、また、保護者の話を聞くことを大切にしています。

入会説明の保護者面談時に、子どもの行動面など保護者の心配や不安を細かく聞き取った上で、保護者と密に連絡をとり、信頼関係を築くことが大事です。

ヒント② 関係機関が作成する支援計画を参照、クラブ独自に作成等、様々な方法がある

障害のある子どもには、学校や、放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所といった関係機関で支援計画が作成されている場合があります。これらの支援計画を参照しながらクラブでの育成支援を検討する例や、クラブ独自の支援計画を作成する例がありました。

また、独自に育成支援に関する支援計画を立て、月次で本人の状況や支援内容等について振り返りを行っているクラブもあり、障害のある子どもの成長を実感するとともに、今後の育成支援の方向性を確認する機会になっていました。

関係機関で作成される支援計画の例

学校	✓ <u>個別の教育支援計画</u>：福祉や医療、労働等の関係機関との連携のもと、長期的な視点で教育的支援を行うための計画。当該計画を作成にあたっては、関係機関等と本人に関する必要な情報の共有が必要とされる。 ✓ <u>個別の指導計画</u>：一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、具体的な指導内容等を記載した指導計画。
障害児相談支援事業所	✓ <u>障害児支援利用計画</u>：障害児通所支援を利用することに対し、適切なサービスの組み合わせを検討し作成される計画。 記載項目例：本人の希望や、支援の方針・目標、利用するサービスの種類・内容等
障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス事業所等）	✓ <u>個別支援計画</u>：利用している事業所での総合的な支援方針や支援目標、支援の具体的な内容、支援をする上での留意事項等を記載する計画。 ✓ <u>支援プログラム（事業所における支援の実施に関する計画）</u>：事業所での本人支援や、家族支援、移行支援等について記載された計画。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、作成・公表が求められている。

※この他、学校等の関係機関や専門機関と連携し、方針を検討する方法も考えられます。（➡詳細は17ページへ）

②クラブでの育成支援の方針や内容を記録・共有

■ 職員間で対応方針・方法を統一できる／支援方針の見直し・検討の機会にできる

作成した育成支援の方針や、日々の支援内容やこども本人の様子等の記録をクラブの職員間で共有している事例があります。そのように共有することで、**どの職員でも同じ方針で支援ができ、支援方針の見直し・検討にもいかすことができる**と指摘するクラブもありました。

障害のあるこどもを受入れているクラブへのアンケート調査結果では、**約 73%のクラブで、何らかの方法で障害のあるこどもの育成支援の方針をクラブの職員間で共有**していました。そのうち最も多かった方法が、「文書で連絡・管理（42.1%）」です。その他、何か課題等の出来事があったときに本人の様子等を記録に残すなどして職員間で共有する例、職員ミーティングで支援方法等を共有する例等もありました。

学校や障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との連携においても、記録の共有や支援方針・対応方法の共有等は有用です。その際は、保護者の同意を得た上で、守秘義務や個人情報保護の原則に配慮しましょう。（➡詳細は 17 ページへ）

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

個別の日誌や対応の共有

支援が必要な児童の個別の日誌や、どの職員が対応したかの毎日の記録等を共有することが育成支援の面で参考になります。

職員会議で方針を共有

クラブでのミーティングでこどもの支援、対応方針について共有し、統一していくよう確認しています。

学校での計画を踏まえた支援会議

定期的に行っている支援会議（保護者、保健師、学校、クラブ、医療機関）が役立っています。学校での個別指導計画を踏まえながら、クラブでの過ごし方を考えています。

出来事や本人の様子を記録

出来事や本人の様子について、記録を残すなどして、職員間で共有し、次回へと繋げています。記録は、A4 用紙を 4 分の 1 サイズに切ったもので、①見出し、②対象児童、③自由記載欄（対応状況等を記載）を簡単にメモ書きしています。

支援計画の書面化・職員への周知

障害のあるこどもの特性や支援に対する計画を年間 2 回（前期・後期）書類にまとめています。障害のあるこどもの姿を見ながら、以前からの変化やこどもの特性を確認し、対応を考えたりしています。書類を通して職員に周知することもできています。

とある放課後児童クラブの実例

クラブ独自の支援計画を作成・日々の積み重ねから対応方法を検討する

- **支援計画を作成し、毎月職員間で状況を確認することで、こどもの成長や、今後の支援方針を検討することができます。**（項目例：個人の成長、集団の成長、遊び等）
- 対応の検討方法は、研修で聞いたことを実践したり、障害児支援事業所と話し合う場を設けたりしています。**一人一人に最適な方法があるので、日々の積み重ねから、本人に合う方法を検討し、良いものがあれば職員と共有しています。**

障害のあるこどもへの対応に戸惑うこともあるかもしれませんが、クラブはこどもと共に育っていく職場です。大変な分、やりがいと楽しさがあります（クラブヒアリングより）



※計画の雛形は報告書の記録で確認できます。報告書へのアクセス方法は本ガイド P.27 を参照ください。

③その他、育成支援全般へのヒント

その他、育成支援全般へのヒントとして、以下の2つを紹介します。地域によって、利用できる資源や状況が異なると思いますので、まずは、自治体の放課後児童クラブ所管課や近隣のクラブ、関係機関等から情報収集しましょう。

ヒント① 研修等を通じて、障害や疾患等への理解を深める

障害や疾患等への基本的な理解を深めるために、研修等を実施しているクラブがあります。方法としては、クラブ職員が講師となって行う方法や、外部講師を依頼する方法等が見られました。また、自治体や障害児支援の専門職の団体等が研修を実施している場合もあります。外部リソースの活用を含め、障害特性等に関する基本的な知識を学び、理解を深める機会を持てるとよいでしょう。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

支援員による、こどもの障害についての事前研修を実施し、こどもへの理解を深めました。

様々な障害、病気があることを、支援員は知っておかなければならないと思うので、外部講師に依頼をし、定期的に研修を行っています。

障害の有無にかかわらず、こどもにわかりやすく伝えるための職員の研修を実施しています。特に実践形式での学びを行っています。

ヒント② 外部の支援機関のスーパーバイズやコンサルテーションの機会を活用する

地域の状況によりますが、自治体事業の一環や、障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センター等による保育所等訪問支援事業等により、地域の事業所に対して、障害児支援に関する専門的な助言やコンサルテーションを行っている場合があります。こうした取組や支援も活用しながら、障害のあるこどもに対する育成支援の質の向上に努めることも視野に入れるとよいでしょう。

放課後児童クラブ調査ではこんな回答がありました

市の担当課から障害児入所施設が行っている発達に気になるこどもを支援する支援者向けのプログラム案内を受け取り、昨年度実施しました。専門家が障害のあるこどもと実際に対面したり、職員と障害のあるこどもの関わり方を観察し、アドバイスをもらいました。アドバイスを実践してから半年以上経過しますが、日々50～55人がいる施設でありながらも、地道な支援の甲斐あって、予定変更のスケジュールを事前に提示し、分かりやすく声でも伝えることで、急な予定の変更等にもパニックになることなく、他のこどもたちと一緒に過ごせています。

日々、学校の支援担当の先生とは連携をとり、保育所等訪問支援では専門的知識のある先生に定期的に助言をいただいています。また、放課後等デイサービスでは、支援法も学ばせてもらい、放課後等デイサービスとクラブが一体となって児童支援に取り組めました。また、両方でルールの統一化も行い、家庭-学校-クラブ-行政-放課後等デイサービス-保育所等訪問支援が連携をとりながら、見守り・情報共有ができるようになり、児童支援に大きな効果をもたらしています。

今年度より巡回相談が始まり、実際の育成状況を見てもらい、カンファレンスが受けられました。今までなかったことなので、助言がもらえて良い機会となりました。

(4)他機関との連携

これまでご紹介したように情報収集や支援内容の検討時に、こどものことをよく知る他機関や専門機関と連携できると、スムーズな受入れにつながります。ここでは、クラブ利用に向けて、どのような機関と連携すると効果的か等のポイントや事例を紹介します。

他機関との連携のメリット

■ 他機関での過ごし方や対応を知ることで、一貫性のある対応ができる

障害のあるこどもが普段過ごしている学校や、利用している放課後等デイサービス等での過ごし方や具体的な対応方法等について、情報を共有することで、一貫性のある支援につながります。また、他の支援機関と連携することで、それぞれの機関の特徴や役割を理解することができ、クラブでの支援に行き詰まった際にも、互いに役割分担をして、協力した支援を行うことができます。

他機関との連携方法の工夫

障害のあるこどもを受入れているクラブの連携先、連携の方法には以下のようなものがあります。送迎時や連絡ノートを活用した情報共有など、個別ケースでの日常的な連携が基本となります。必要に応じて、関係機関が集まっての検討会議を開催する場合もありました。なお、連携にあたっては、保護者の同意を得た上で、個人情報の取扱いや守秘義務に十分留意しましょう。また、保護者を介した情報連携や保護者も参加する支援会議等で連携することも考えられます。

放課後児童クラブの連携先	連携の方法の例
✓ 連携している機関がある(68.1%) ■ 小学校(85.5%) → ■ 放課後等デイサービス(39.1%) ■ 保育所・幼稚園・認定こども園(30.8%) ■ 児童発達支援センター(15.1%) ※その他、保育所等訪問支援事業所等の障害児通所支援との連携や相談支援専門員との連携もあります。	■ 送迎時にその日の状況等を共有 ■ 連絡帳を活用して伝えたい事等を伝達、共有 ■ 個別支援計画を共有し、支援の方向性を確認 ■ 互いに施設見学を行い、それぞれの「場所」の特徴や子どもの活動状況等を観察 ■ 学校や放課後等デイサービス等の支援機関が必要に応じて集まり、ケース会議を実施し、支援の方針等を一緒に検討 など

※割合は、障害のあるこどもを受入れているクラブ向けのアンケート調査結果より

Column 個人情報の取扱いと守秘義務について

- 前提として、個人情報保護法に基づき、クラブ及びクラブの運営主体は、こどもや保護者に関する情報を正当な理由がなく第三者へ提供してはいけません。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の第16条では、クラブ職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけないこと等も定められています。個人情報の保護や秘密保持のルールを取り決めておき、適切に情報を管理することが重要です。
- 例えば、育成支援の記録を作成・回覧など、クラブの職員間で共有することは問題ありません。ただし、個人情報や、守秘義務が求められる内容が記載された資料(例：記録、関係機関からの提供情報・資料等)は、定められた者以外の人が勝手に見ることができないところや、施錠可能な場所等で管理する等、取扱いには十分留意しましょう。
- また、他機関との連携においては、原則として、情報を共有することについて、保護者の同意を得ることが必要です。保護者の同意が得られない場合等は、クラブを所管する自治体所管課等に間に入ってもらうことも考えられます。
- なお、要支援児童等と思われる者を把握した場合の市町村への情報提供と、児童虐待を発見した場合の通告はこの限りではありません(本人・家族の同意は不要)。

放課後児童クラブ調査ではこんな取組がありました

■保育所・幼稚園・認定こども園との連携

保育所見学を実施

入所申込にて「支援の必要性」を保護者に記載してもらった上で、必要に応じて保育所に訪問して、こどもの活動の様子を見る、担当の保育士と話をするなどして、こどもの状況を共有しています。また、保育所での支援方法を確認しつつ、支援方法を継続したり、新たな支援方法を検討したりしています。

保育所との情報交換の機会

毎年、新規利用児に関する情報交換のために保育所を訪問しています。障害のあるこどもの場合は、障害の程度、行動で気を付けるべきことなどに加え、保護者も新しい環境への不安が強くなりがちなので、その状況の把握に努めています。

■小学校・特別支援学校との連携

担任の先生と情報交換

障害の可能性のあるこどもについて、一斉下校等で学校への迎えに行った際に、担任の先生とクラブで生活状況等を共有しています。

学校との懇談会を開催

クラブから依頼をして、毎年夏休みに学校との懇談会を実施しています。学校での学習や生活の支援状況、苦勞していることを確認し、クラブ側の相談もしています。支援が難しいケースについて、学校から助言を得られます。

■放課後等デイサービス事業所との連携

送迎時に情報交換

放課後等デイサービスとの連携は、法人を問わず行っています。日常的には送迎の際に情報交換し、お互いにこどもの状況が気になったときに、電話で情報共有や相談をしたりしています。

情報共有のための会議を設定

クラブと放課後等デイサービスとの間でこどもに対する支援の方向性が変わらないように、併行利用する日とは別の日に改めて、情報共有を行う機会を設けることも行っています。

連絡ノートの活用

育成方針や活動状況は連絡ノートや適宜の連絡で、情報共有しています。特に、こどもが不得意なことをもう一歩進めた方が良いと思われるシーンでは、放課後等デイサービスとクラブで同じ支援が必要であり、目標やアドバイスの方法が同じになるように細かくすり合わせをしています。

■その他機関との連携

相談支援専門員によるケース会議の開催

相談支援専門員がついている児童については、保護者経由で、学校や療育機関とミーティングしてほしいと要望を出して、情報共有の場を設定してもらっています。

相談支援専門員は、障害のあるこどもの支援全体をコーディネートする人です。他機関との調整等をお願いすることもできるので、相談してみましよう



5. 自治体における支援の工夫

＜工夫等をご覧いただくときの視点＞

クラブでの障害のあるこどもの受入れにあたっては、**受入れ前後で自治体における伴走が不可欠**です。クラブは障害児支援の専門機関ではないため、受入れ前に丁寧な情報収集を行い、施設・設備等のハード面の整備や、支援方法を検討したり、体制を構築したりすることが必要です。そのため、**自治体には、早期にどのようなこどもがどのクラブを利用するかを検討・把握し、受入れの準備をサポートすることが求められます**。また、受入れ後には、クラブが困った際に、**専門的な助言を受ける機会を提供する、連携先を紹介するなどの役割**も期待されています。

ここからは、障害のあるこどもの受入れにあたって、全国の自治体で行われている工夫や支援のポイントを紹介します。地域資源の活用や庁内連携で効果的な取組を実施している例もありますので、取り組みやすいものや参考になりそうなものを探してみてください。

	項目	紹介している工夫・ポイント
P.20	(1)情報収集の支援、利用調整	✓ 早期に障害のあるこどもの情報を収集 ✓ こども一人一人の状況に応じた受入体制と環境整備に向けた調整 ✓ 年間を通じた継続的な情報収集と必要な体制整備の支援
P.21	(2)環境整備、体制構築の支援	✓ 環境整備のための財政・情報の支援 ✓ 育成支援する人材配置の支援
P.22	(3)人材育成支援、専門的支援	✓ 障害にかかる継続的な研修機会の提供 ✓ 専門職によるクラブを巡回しての助言 ✓ 庁内の関係部署、都道府県等と連携した支援体制の確保
P.25	(4)連携の支援	✓ クラブと他機関をつなぐ ✓ 連携の効果について認識を共有する ✓ クラブと他機関の連携に向けた仕組みづくり
P.26	(5)その他、自治体が行う支援	✓ 移動支援等による送迎の支援 ✓ 庁内の他部署や都道府県と連携した取組の推進 ✓ クラブ-自治体、クラブ-クラブ間の関係づくり

(1)情報収集の支援、利用調整

クラブが障害のあるこどもを年度当初から円滑に受入れるには、入所前の情報収集や利用に向けた調整は欠かせません。自治体における情報収集や入所前の調整に向けた支援について、ポイントや事例を紹介します。

情報収集の支援、利用調整のポイント

■ 早い時点で障害のあるこどもの情報を収集

クラブの利用受付は、自治体が行う場合とクラブが行う場合があります。いずれの場合でも、障害のあるこどもの受入れでは職員体制や環境整備に自治体からの支援が必要となります。年度当初からクラブで安心して楽しく過ごせるように、自治体は受入れ前の早い時点で情報収集をして、受入れるクラブと共に準備をスタートさせることがポイントです。母子保健や子育て支援、保育所等の担当部署、教育委員会と連携した情報収集や、障害児支援担当部署と連携し、こどもや保護者の希望を踏まえながら、クラブと放課後等デイサービス等の利用について助言することも求められています。

■ こども一人一人の状況に応じた受入体制と環境整備に向けた調整

障害のあるこどもが次年度に入所することがわかったら、自治体は、障害のあるこども一人一人の状況（特性）を把握して、円滑な受入れに向けた体制や環境整備をサポートすることが次のポイントとなります。障害の特性や集団内での行動や状況は一人一人異なるため、専門職や過去の支援者、受入れ予定のクラブの職員、自治体職員、保護者が一緒になって検討することが効果的です。受入れを進めている自治体では、専門職も参加する会議で必要な環境整備や体制を含めて検討する例、利用調整の段階で自治体が、障害のあるこどもの受入経験を有する職員と利用希望のクラブ職員とで一緒に保育所を見学できるようにアレンジする例、自治体職員（専門職）とクラブと保護者の三者懇談を開催する例、などが見られました。

■ 年間を通じた継続的な情報収集と必要な体制整備の支援

こどもの障害の状況や特性は、入所後にわかることも多いといわれています。また、年度途中から障害のあるこどもが入所することもあります。自治体は、クラブからこどもの状況や特性を、入所後も随時・定期的に把握して、クラブへの支援につなげましょう。自治体が支援することで、クラブは大きな負担なく柔軟に支援できます。

自治体調査ではこんな取組がありました

早めに次年度の見通しを立て、受入れを準備

障害のあるこどもの次年度の受入れについて前年内(12月頃まで)に見通しを立て、自治体として、時間のかかるクラブの設備改修や、職員への事前の情報提供、受入れ経験が少ないクラブに対しての学習の機会提供等を行っています。

クラブでの三者面談の実施

クラブ・自治体・保護者の三者で面談を実施しています。クラブの現場で、状況を共有することで受入れの際の注意点などを把握しやすく、保護者もクラブの空気感を実感してもらっています。

クラブでの情報収集×自治体専門職のサポート

クラブへの申請時に、支援の必要性が判断できたら、クラブの支援員が面接や保育所見学を実施します。その結果を、自治体利用調整に活用しています。並行して、自治体の専門職がこどもの様子の確認や、クラブの状況確認、設備改修の必要性の検討等を行い、人員配置や環境整備の準備を進めています。

(2)環境整備、体制構築の支援

クラブが障害のあるこどもを受入れるにあたり、クラブの職員の負荷を可能な限り小さくして、効果的に育成支援を行ってもらうには、自治体が、クラブの取り組む環境整備、体制構築を支援することが重要です。

環境整備の支援のポイント

■ 安心して楽しく過ごせる環境整備のための財政・情報の支援

障害の有無や特性によらず、利用するすべてのこどもがクラブで安心して楽しく過ごせる環境を整えることが大切です。自治体が、障害のあるこどもが既に利用しているクラブや放課後等デイサービス、関連施設などでの環境整備の方法や工夫を随時把握して、新たに障害のあるこどもが利用することになったクラブに情報提供したり、クラブの求める環境整備に対して財政的な支援を行ったりすることで、クラブが見通しよく適切な環境整備を進めることができ、職員の負担軽減につながります。障害のあるこどもを受入れているクラブへのアンケート調査結果では、基礎的な環境整備として、約2割のクラブが、バリアフリートイレの設置、静養スペースや静養できる部屋の確保等を行っていました。

自治体調査ではこんな取組がありました

静養室や空きスペースを活用し、パニック状態になった際に落ち着ける場所を設けています。

医療的ケア児は保護者と面談を行い、ケアが安全に行えるようトイレ内に棚、鍵付きボックス、手すりを取り付けました。

トイレに乳幼児用便器やおむつ交換用のフィッティングボードを取り付けました。

体制構築の支援のポイント

■ クラブで安心・安全に育成支援できる人材配置の支援

障害のあるこどもの中には、手厚い個別支援が必要なこどもや、飛び出し等があり常時の見守りが必要なこどもがいます。通常のクラブの体制では安全な受入れが難しい場合には、職員の加配等に対する支援が必要です。人員の追加的な配置は、利用するすべての児童への育成支援の質を高めることと、職員の負担軽減の両面から効果があります。障害のあるこどもを受入れているクラブへのアンケート調査結果では、約6割のクラブが何らかの職員体制の整備を行っており、自治体へのアンケート調査結果でも、多くの自治体が人材配置（加配など）の取組（53.0%）を行っていました。取組を進める自治体では、事前の情報収集をもとに、障害や介助の程度で加配の基準を設ける、専門職の意見をもとに加配の人数を見極めるなどして、適切な体制構築に取り組んでいます。

なお、障害のあるこどもの特性は一人一人異なっており、クラブの知見や経験だけでは適切な育成支援には負担が大きいこともあります。専門職や障害のあるこどもの支援経験を有する職員の加配が難しい場合は、研修や巡回支援等のサポートも重要です。また、自治体が、庁内外の障害にかかる専門職や専門機関に連携を依頼し、クラブでの障害のあるこどもの育成支援に積極的に関与できる人員体制の構築（例えば、複数のクラブを担当する専門職員の配置）をすることも考えられます。（➡詳細は22ページへ）

自治体調査ではこんな取組がありました

障害のあるこどもの対応職員として配置基準に+1名の人員を配置しています。

障害のあるこどもと支援員を、重度は1:1、中軽度は3:1で加配しています。

配慮を要するこどもの対応のため、担当課に複数名の職員（校長経験者、教員経験者等）を配置し、クラブを巡回してもらっています。

(3) 人材育成支援、専門的支援

障害のあるこどもの支援について専門的な知識や経験を有していないクラブの職員も一定数いるため、自治体による、障害特性への理解や対応力を高めるための人材育成支援は重要です。ここでは、地域の状況に応じて行われている、研修や巡回支援の方法や事例を紹介します。

人材育成支援、専門的支援の必要性

■ 障害特性への理解や対応力を高めるための支援の必要性

クラブで障害のあるこどもを受入れるにあたり、クラブの職員には、受入れるこどもの障害特性を理解し、障害に応じた対応を行うことが求められます。障害のあるこどもを受入れているクラブへのアンケート調査結果では、既に受入れているクラブであっても、その半数が職員の育成を課題としています。また、集団生活の環境下でのこどもの特性への対応を課題に感じるクラブも多いです。自治体がクラブに対して人材育成や専門的な助言等に関する支援を行うことにより、クラブで不安や負担を抱えることなく障害のあるこどもを受入れることにつながります。

人材育成支援、専門的支援の取組

自治体が行っているクラブに対する人材育成や専門的な支援は、主に、「研修」、「巡回支援」の2つの方法が取られています。多様な方法の支援があると、クラブがその時々状況に応じて必要な支援を選択できるというメリットがあります。地域の資源や体制にも寄りますが、参考になる取組があれば、既存の支援に組み合わせる形で実施してみてください。

【研修】 障害について継続して学ぶことができる研修機会の提供

自治体へのアンケート調査結果によると、クラブへの独自支援策として、最も多く行われているのは、「人材育成・研修」(53.9%)です。研修のテーマは、障害への基本的な理解を深めるものから、クラブでの受入れに向けた実践的な支援情報を紹介するものまで様々考えられます。すぐに役立つ内容の研修を期待されることが多いですが、基礎的な理解も重要であることを伝えつつ、現場のニーズに沿った研修になるように、クラブに対して取り上げてほしいテーマをアンケートで確認する、巡回支援での相談内容やクラブからの相談の声を参考にするなどして、研修内容を検討している自治体もあります。研修の実施方法は、集合研修、クラブへ出向いて行う個別研修（講師派遣）、オンライン研修、オンデマンド研修（研修動画のWeb掲載等）などが考えられます。研修の目的や受講者の受講しやすさなどを考えながら検討してみましょう。

また、自治体によっては、クラブの職員以外を対象にした障害児支援に関わる研修（例：教育委員会が主催する特別支援教育にかかる研修、特別支援学校が地域支援として行う研修、福祉関係部局が主催する発達障害支援の研修）を積極的に紹介して、学びの機会を増やすことも行われています。

自治体調査ではこんな取組がありました

身近な事例を題材に研修会を開催

作業療法士などの専門職を招き、講演してもらうとともに、支援員が抱えている悩みなどを講師に質問する機会を設けたり、障害のあるこどもの育成支援に関するグループワークを行ったりしています。身近な事例を題材に研修会を行っているため、すぐに実践できるメリットがあると感じています。

新任職員向けの基礎編、経験者向けの応用編、その時々テーマやトピックなど、継続して学ぶ機会を提供できると、職員が障害に関する知識や対応力を高めていくことができます



【巡回支援】専門職がクラブを巡回して、生活の状況を踏まえて個別に助言

障害児支援に関する専門的な支援の方法として、専門職による巡回支援も効果的です。専門職が実践の現場を見ながら、かわり方の工夫や注意すべき点を助言することで、クラブでの課題解決につながります。自治体での取組事例は、主に、①**特定の児童を対象に行う方法**と、②**特に対象を決めずにクラブを対象に行う方法**に分けられました。特定の障害のあるこどもの支援方法についての助言とするか、クラブへの支援として障害のある複数のこどもやクラブ全体への支援方法への助言とするか、地域のニーズに応じて設定ができると良いでしょう。

特定の児童を対象に行う巡回支援



自治体調査で確認できた実施の工夫

- ✓ 児童の様子や相談したいことを、事前にクラブが取りまとめて専門職に共有しておく、限られた時間の中で効率的にアドバイスを得ることができる
- ✓ 当日は、専門職に児童の様子を観察してもらった後、カンファレンスを行うなど、スケジュールを決めておくスムーズに進む
- ✓ 保護者にカンファレンスに参加してもらう。専門職から保護者にも助言してもらえ、保護者の理解を得られやすい

クラブを対象に行う巡回支援



自治体調査で確認できた実施の工夫

- ✓ クラブの負担軽減のため、クラブからの事前資料の提出はなしとする。当日に、情報収集のためのカンファレンス、育成支援の現場の視察、カンファレンスと進める
- ✓ 専門職の目線で気になる児童がいた場合には、障害の有無にかかわらず助言をもらうことで、クラブ側の気づきにもなる

巡回支援は、**年間に複数回行うことで、アドバイスに基づき実践したことによる変化を確認しつつ、継続した相談や対応の見直しを行うことができ、効果アップが期待できます。**

また、巡回支援に対応した専門職が、支援の結果を踏まえてクラブを対象とした研修を行うことが、クラブの実情を踏まえた情報提供となり、効果的であるという意見がありました。巡回支援は、特定のクラブや児童への支援になってしまっているので、研修と連動させることで、クラブの課題やその解決策について広く情報提供を行うことが可能になります。

自治体調査ではこんな取組がありました

巡回支援で具体的な対応を専門職と検討

児童発達支援センターと連携した「巡回相談支援」を実施しています。同センターの専門員がクラブを訪問し、児童の様子を確認後、カンファレンスを行い、支援員と一緒に具体的な対応等を考えていきます。専門員からのアドバイスや具体的な対応方法をクラブ職員が実践することで、児童の様に良い変化が見られることが多く、クラブ職員の資質向上にもつながっています。

町の心理士とスクールソーシャルワーカーが連携して巡回支援

町の職員である心理士とスクールソーシャルワーカーが連携して、学校とクラブの両方で、児童の様子を観察しながら支援にあたっています。心理士は、クラブを巡回して支援員への助言をするほか、学校にも巡回しています。スクールソーシャルワーカーもクラブを巡回し、クラブ職員が整理した資料をもとに、月に1回程度、巡回時に助言をしています。

巡回支援での意見交換＋ミニ研修

発達支援センターと連携し、心理職による巡回支援を実施して、「気になるこどもの観察と意見交換」や「ミニ研修会」をクラブの現場で行ってもらっています。

療育センターによる個別・エリア別巡回

療育センター（重症心身障害児施設）に委託し、公認心理師や作業療法士といった専門職を派遣して指導・助言を実施してもらっています。クラブが課題に合わせて個別のケースを相談できる「個別の巡回相談」、「エリア別巡回相談」の2つを実施しています。

【研修・巡回支援】 庁内の関係部署、都道府県等と連携して支援体制を確保する

自治体向けのアンケート調査では、研修の講師や巡回支援を行う専門職は、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士といったリハビリ専門職、公認心理師、特別支援学校・学級の教諭経験者、教育現場で障害のある子どもに関わっていた教諭OB、保健師、看護師、放課後等デイサービス事業所の職員、相談支援専門員など多岐にわたりました。これらの専門職に巡回してもらうために、自治体内で体制整備をして、**自治体職員である専門職が巡回する例、会計年度任用職員として雇用をして巡回支援のチームをつくる例や、地域支援を担う障害のある子どもの支援機関、障害児支援の専門職の団体、自立支援協議会、地域で活躍する障害児支援の事業所等に依頼する例**などがありました。

障害福祉の部署や教育委員会等に、専門職の紹介や調整の協力を得るなど、庁内の関係部署とも連携して取組を推進している自治体もあるようです。特に規模の小さい市町村などで、担当部署のみで専門的な研修や支援に取り組むことが難しい場合は、**庁内の障害に関係する部署や専門職に相談をすると、協力可能な外部機関や関連する研修等を紹介してもらえる可能性があります。**

また、障害児支援に関わる研修事業や巡回支援については、都道府県が事業を行っていたり、以下のような国の事業を活用することも考えられます。必要に応じて、都道府県のアドバイスも得ながら活用していくとよいでしょう。

＜放課後児童クラブに対する巡回支援に関連する国の補助事業＞

● 保育士や保育事業者等への巡回支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

障害のある子どもが安全・安心に過ごせるよう、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言や、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや職員への指導等を実施する事業。同事業において、クラブの巡回アドバイザー費用を補助している。

● 放課後児童支援員等資質向上研修事業

放課後児童支援員等に対して、必要な知識・技術の習得、課題や事例の共有のための研修を行う事業。研修講師がクラブを訪問して研修を行うことができるため、専門職等を招聘することで、クラブに対する実地での個別指導も可能である。

● 地域障害児支援体制強化事業（児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金）

地域における障害児の支援体制の強化を図るため、「児童発達支援センターの機能強化等」と「巡回支援専門員整備」の2つの取組が可能。いずれにおいても、保育所等を巡回し、“気づきの段階”からの支援体制整備を図り、障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。クラブを対象とした巡回支援にも活用可能である。

自治体調査ではこんな取組がありました

教育委員会の研修を紹介

教育委員会主催の特別支援学校職員向けの研修や都道府県主催の研修を積極的に案内し、特別な支援が必要な児童への対応についての理解、支援員としての資質向上につなげています。

都道府県の支援の活用

都道府県が行う、クラブへのスーパーバイザーの巡回支援を年に数回活用しています。クラブ毎に有用なアドバイスをもらうことで、支援員の負担軽減や適切な対応につながっています。

福祉部局の研修を活用

福祉関係部局の主催する発達障害支援の研修に参加し、知識及び対応力の向上を図っています。行政職員、当事者の保護者、大学教授等の講演を聴いたり、ワークショップに参加したりしています。

(4)連携の支援

クラブが他機関と連携する際の課題として、そもそも連携先や連携方法が分からないという意見が多い状況です。個別のケースで日頃の情報共有から関係性を構築していくことが基本となりますが、連携の必要性や有効性も含め、自治体や関係機関がクラブに情報提供をしたり、他機関との連携を主導することで関係性を構築しやすくすることも考えられます。

他機関との連携に向けた自治体等の支援の必要性

■ 自治体がクラブと他機関を“つなぐ”役割を果たす

地域にどのような支援機関があるのか、それぞれの支援機関がどのような役割を担い、どのような支援を行っているのかなど、**クラブが対象児童の支援に向けて、他機関の情報を直接得ることは容易ではなく、連携の課題**となっています。クラブが連携で困っている場合は、**クラブの所管部署が他機関との連携の仲介役を担う**ことが重要です。専門機関等との連携については、庁内の所管部署からの情報収集や事前に調整をしておくことも大切です。

■ 連携することの効果について認識を共有する

研修会や勉強会等によって、具体的な支援方法等だけでなく、**地域の支援機関同士が連携することの意味や効果等について認識を共有する**ことも重要です。クラブの役割を他の支援機関に理解してもらう、他の支援機関の特徴や役割をクラブに理解してもらう機会にもなります。連携の必要性を関係機関に通知、案内することも考えられます。

■ クラブと他機関の連携に向けて仕組みをつくる

クラブがスムーズに連携を進められるように、他機関との集まる会議体を設けて定期的な情報共有を促したり、情報共有を行うための書式やルールを作成するなど、地域での連携の基盤づくりも求められています。

自治体調査ではこんな取組がありました

行政・学校・クラブの関係者会議

行政、小学校、クラブが参加する関係者連絡会議を開催することで、障害のあるこどもの受入れや対応、情報共有等の連携をとることができ、こどもの問題行動等の改善が見られています。

関係者が一堂に会するサポート会議

市長部局、教育委員会、学校、クラブ、相談支援専門員を交えた児童の受入れに関する情報共有等を行う会議（サポート会議）を開催しています。

自治体の専門職・クラブ・保護者で三者懇談を実施

クラブの利用前に障害のあるこどもの保護者に声をかけて、三者懇談を実施しています。クラブ所管課の専門職（臨床心理士と保育士等）、受入れ予定のクラブの支援員、保護者（こどもも同席）で三者懇談を行っています。保護者から聞き取りを行い、受入れにあたってどのような配慮が必要か検討をします。保護者から了承が得られたら、保育所への聞き取りも行っています。

放課後等デイサービスでの研修実施

放課後等デイサービスで定期的にクラブを対象にした研修を行い、障害のあるこどもとの接し方、話し方などを学ぶことができるように取り組んでいます。

クラブとの連携に関する学校への周知

公立公営のクラブは学校の敷地内にあり、学校もクラブも教育委員会の管轄であるため、教育長から学校長に対してクラブと連携するよう指示を出しました。その結果、学校とクラブで連携が進んでいます。

(5) その他、自治体が行う支援

その他、障害のあるこどもの受入れを支援する自治体の取組例を紹介します。

放課後児童クラブの状況に応じた支援の例

■ 移動支援等による送迎の支援

学校からクラブへの移動等に支援が必要なこどもについて、移動支援（地域生活支援事業）を活用する自治体がありました。申し込みや相談があった場合に向けて、障害児支援の部署に活用可能な制度や事業がないかを確認しておくことが重要です。また、自治体独自に、クラブに対して送迎サービスの補助等を行っている自治体も見られました。

なお、放課後児童健全育成事業の補助メニューを活用した送迎支援も可能です。

■ 庁内の他部署や都道府県と連携した取組の推進

障害のあるこどもは、複合的な課題を抱えている場合も多く、保健、福祉、教育等の関係部署や支援機関が個別に対応するのではなく、必要に応じて情報を共有し、共通認識を持って、連携して対応していくことが求められます。特に、クラブでの受入れに対して専門的な支援を行う際や、障害のあるこどもの支援状況を早期に把握する際には、庁内外の部署（障害児支援の部署、特別支援教育の部署等）との連携が必要なことは多くあると考えられます。クラブから相談があった場合に対応ができるよう、情報共有の方法、ケース検討等の会議の持ち方、つなぐことができる専門機関など、連携体制を整えておくと、安心です。また、都道府県の支援があれば、積極的に活用しましょう。

自治体調査ではこんな取組がありました

庁内での連携体制の構築

障害の知識がある支援員が少ないため、庁舎内の障害担当や保健師等と連携し、何かあった際には、相談できる体制を整えています。

利用申請時に庁内連携で情報収集

配慮を必要とするこどもの利用申請があった際は、障害や母子保健の担当課と情報共有をはかり、病状や障害の程度、家庭状況などの把握に努めるとともに、得た情報をクラブ側に情報提供し、体制の構築に活かしています。

保健師等と協力して、適切な放課後の過ごし方を検討

母子保健担当や障害担当の保健師から、クラブの利用を検討している児童について情報提供を受ける体制をとっています。児童の特性に応じて放課後時間のあり方を検討し、場合によっては保護者・担当保健師・クラブ担当での話し合いを実施するようにしています。

■ クラブが相談しやすいクラブ-自治体、クラブ-クラブ間の関係づくり

自治体職員が、定期的にクラブを訪問したり、クラブの職員に集まってもらって意見を聞く場を設けるなどして、日頃よりコミュニケーションをとることで、クラブの職員が障害のあるこどもの対応に困った際に相談しやすい関係づくりを心がけましょう。また、障害のあるこどもの支援について、クラブ同士の情報交換のネットワークをつくる方法も考えられます。クラブに障害のあるこどもの担当者を設置してもらい、担当者の連絡会で実践交流や意見交換を行っている自治体もありました。

6. 参考資料

クラブにおける障害のあるこどもの受入れ・支援方針について知りたいときは…

■ 放課後児童クラブ運営指針・運営指針解説書

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/houkago-jidou/hourei-tsuuti>

障害のことや障害のあるこどもへの支援方法について知りたいときは……

■ 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

内閣府が運用するサイトであり、障害者への合理的配慮の提供や不当な差別的取り扱いの禁止など、障害者差別解消法により定められている事項についての理解を深められます。合理的配慮の具体例なども確認できます。

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

■ 発達障害ナビポータル

発達障害に関する情報に特化したポータルサイトで、支援方法や制度など多岐にわたる情報が確認できます。国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）が共同で運用しています。

<https://hattatsu.go.jp/>

■ インクル DB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するサイトであり、インクルーシブ教育における合理的配慮の事例等が確認できます。

<https://inclusive.nise.go.jp/>

■ 発達障害情報・支援センターホームページ(国立障害者リハビリテーションセンター)

発達障害情報・支援センターは、発達障害に関する情報を収集・分析し、本人・家族や支援機関等に普及啓発することを目的として開設されました。発達障害に関する理解や具体的な対応について情報が得られます。

<https://www.rehab.go.jp/ddis/>

本ガイドで紹介したクラブ・自治体における取組の詳細は、以下の報告書で確認できます

クラブでの障害のあるこどもの受入れについて、全国のクラブや自治体を対象にアンケート調査やヒアリング調査を行いました。取組の参考になる情報もあると思いますので、ご参照ください。

■ 障害のある小学生の放課後支援に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 令和7年3月）

https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_250428_04/

■ 放課後児童クラブの医療的ケア児を含む障害児の受け入れ体制及びインクルージョンの推進に関する調査研究報告書

（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 令和5年3月）

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_04.pdf